

◇予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律

(法律第七五号(厚生労働省))

一 予防接種法の一部改正関係

1 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例
(一) 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止上緊急の必要があると認めるときは、その対象者、その期日又は期間及び使用するワクチンを指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができることとした。

(二) の場合において、市町村長が行う予防接種を予防接種法第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法の規定を適用することとした。(附則第七条第二項関係)
(三) の場合において、市町村長が支弁する予防接種を行うために要する費用は、国が負担することとした。(附則第七条第三項関係)

(四) の場合において、予防接種法第八条又は第九条の規定は、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況並びに当該感染症に係る予防接種の有効性及び安全性に関する情報その他の情報を踏まえ、政令で、当該規定に對象者を指定して適用しないこととすることができることとした。(附則第七条第四項関係)

2 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン製造販売業者等との損失補償契約
政府は、厚生労働大臣が新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの供給に関する契約を締結する当該感染症に係るワクチン製造販売業者又はそれ以外の当該感染症に係るワクチンの開発若しくは製造に係る者を相手方として、当該契約に係るワクチンを使用する予防接種による健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失その他当該契約に係るワクチンの性質等を踏まえ国が補償することが必要な損失を政府が補償することを約する契約を締結することができることとした。(附則第八条関係)

二 検疫法の一部改正関係

外国に検疫感染症以外の感染症(新感染症を除く)が発生し、これについて検疫を行わなければ、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるときは、政令で、感染症の種類を指定し、一年以内の期間を限り、当該感染症について検疫法の規定を準用することができることとされるところ、当該政令で定められた期間について、当該感染症の外国及び国内における発生及びまん延の状況その他の事情に鑑み、当該政令により準用することとされた規定を当該期間の経過後なお準用することが特に必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができることとした。(第三四条関係)
三 施行期日
この法律は公布の日から施行することとした。

◇統計法施行令の一部を改正する政令(政令第三四二号(総務省))

1 別表第一の一の項に規定する全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計の調査方法の変更に伴い、地方公共団体の長が行う事務に関する規定について所要の改正を行うこととした。(別表第一関係)

2 別表第二の二の項に規定する国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計の目的及び調査方法の変更に伴い、地方公共団体の長が行う事務に関する規定について所要の改正を行うこととした。(別表第二関係)

3 この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。ただし、別表第二の二の項上欄の改正規定は、令和四年一月一日から施行することとした。

◇道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三四三号(国土交通省))

1 離島振興法第四条第一項の離島振興計画に基づいて行われる一定の都府県道の改築に関する国の補助の割合の特例を定めることとした。(第二条第三項関係)
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三四四号(文部科学省))

1 スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律の施行に伴い、並びにスポーツ振興投票の実施等に関する法律第一三条第一項及び第四〇条第一項第二号の規定に基づき、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令の規定の整理を行うこととした。(本則関係)
2 この政令は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三四五号(国土交通省))

1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第一四条第三項の規定により地方公共団体が条例で同条第一項の建築の規模を床面積の合計五〇〇平方メートル未満で定めた場合における床面積の合計が五〇〇平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物(公衆便所を除き、同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。)についての建築物移動等円滑化基準を定めることとした。(第一〇条第二項及び第二五条関係)
2 この政令は、令和三年一〇月一日から施行することとした。

◇予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第三四六号(厚生労働省))

1 予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の公告に関する特例を定める等関係政令の規定の整備を行うこととした。(第一条、第三条関係)
2 この政令は、公布の日から施行することとした。